

(7) 洪水と土砂災害へのソフト対策

浸水想定区域図の作成・提供や、土砂災害警戒区域等の指定を促進します。

ハザードマップ作成のための支援

目的

県は、主要な河川において、水防法に基づく浸水想定区域図の作成を行います。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の基礎調査を実施します。それらの結果に基づき市町がハザードマップを作成します。

- 【事業主体】 長崎県(但し、ハザードマップ作成は市町)
- 【関係地域】 県下全域
- 【事業期間】 浸水想定区域図作成 (平成17年度～平成20年度)
砂防関係基礎調査 (平成13年度～)
- 【平成21年度の事業費及び事業内容】
浸水想定区域図提供
雪浦川(西海市)、佐々川(佐々町)、宮村川(佐世保市)、江迎川(江迎町)、早岐川(佐世保市)
砂防関係基礎調査
長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、松浦市、対馬市 4億800万円



浸水想定区域と土砂災害警戒区域とのイメージ図

問合せ先 長崎県土木部河川課・砂防課

土砂災害防止法……警戒避難の促進を図ります

目的

長崎県内には、豪雨等によって土石流、地すべり、がけ崩れが発生する恐れのある「土砂災害危険箇所」が全国第3位の16,231箇所もあり、対策が急がれておりますが、全ての工事が完了するまでには長い年月と莫大な予算が必要です。このため、土砂災害防止法に基づいて危険の及ぶ区域を指定し、的確な情報提供によって早期の避難が図れるよう、警戒避難体制の整備を促進します。

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通大臣】

- 土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- 基礎調査に関する指針
- 土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- 特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施【都道府県】

土砂災害警戒区域の指定【都道府県知事】

(土砂災害の発生により、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがある地区)

- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

警戒避難体制
市町村地域防災計画(災害対策基本法)

土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県知事】

(土砂災害の発生により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある地区)

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

建築物の構造規制
居室を有する建築物の構造基準の設定(建築基準法)

移転支援
住宅金融公庫融資等

問合せ先 長崎県土木部砂防課

(8) 交通安全対策

交通事故による死傷者を減らし、安全で安心して暮らせるよう交通安全対策を進めます。

歩道などの交通安全対策の推進

安全で安心できる生活環境を確保するため、事故危険箇所における交差点改良や、通学路や公共施設周辺などの歩道必要区間における歩道整備を進めます。

- 【関係地域】 県下全域
- 【平成21年度事業費及び事業箇所】
交通安全施設等整備事業 26箇所 34億9,500万円
- 【整備事例】



一般国道251号交通安全施設等整備事業(島原市有明町大三東)

排水性舗装の推進

交通事故の減少のため、ハイドロプレーニング現象の低減や、夜間視認性の向上に効果のある排水性舗装の整備を進めます。また、排水性舗装の騒音低減効果を活し、沿道環境対策としての整備と併せて進めます。

- 【関係地域】 県下全域
- 【平成21年度事業費及び事業箇所】
沿道環境改善事業 6箇所 4億6,000万円



通常の舗装

排水性舗装

問合せ先 長崎県土木部道路維持課